

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正へ 環境省



この度、環境省では水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案について、平成23年1月24日～2月22日の間でパブリックコメントが実施されました。

平成22年5月10日に公布された「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法(以下水濁法)の一部を改正する法律」において、排出水を排出する者等に対し、排出水等の汚染状態の測定結果の記録、及びその記録の保存を義務付ける事と、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を創設した事の2点が改正により規定された経緯を踏まえ、水質汚濁防止法施行規則を改正し、これまで明確で無かったり、定めが無かった事業者の測定・記録、保存義務の対象となる測定項目及び測定頻度の規定を設ける事が今回の改正の内容になります。

具体的な内容としては、

- ①排出水の測定については、特定施設の設置または変更の届出の際に提出する様式第1別紙4の「排出水の汚染状態」の欄中「種類・項目」の欄に記載された有害物質及び生活環境項目について、1年に1回以上行う(旅館業については別途規定あり)。その他の「種類・項目」については必要に応じて行う。
- ②特定地下浸透水の測定については、有害物質使用特定施設の設置または変更の届出の際に提出する様式第1別紙9の「汚水等の汚染状態及び量」の欄中「種類」の欄に記載された有害物質について、1年に1回以上行う。その他の「種類」については必要に応じて行う。
- ③特定事業場の規模や排出水、特定地下浸透水の汚染状態などにより、都道府県知事及び特定の市長は①、②で定めた測定の回数よりも多い回数を条例で定めることが出来、さらにその他の種類、項目についても測定回数を条例で定める事が出来る。
- ④測定は、対象となる水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行う。
- ⑤記録の保存対象を施行規則様式第8による水質測定記録表に加え、チャート類等も加える。また、計量証明事業所発行による計量証明書により、様式第8と同様の事項の証明がなされた場合には、その証明書の記録をもって代える事ができる。

以上の点を踏まえ、平成23年4月1日から施行を予定しているとのことです。

当社では常に最新情報を入手すべく、今回の改正前に行われた関連検討会も含め、傍聴会への参加も継続的かつ積極的に行っております。また、様々な種類の水質分析について、長年の経験と実績があります。最新情報のお問合せと共にお気軽にご相談ください。

資料 2011年1月24日付 環境省 報道発表資料

化学分析箇所 清水圭介